

随意契約理由書

1 工 事 名	鋼製橋脚耐震補強工事（2022－大管）
2 業 者 名	エム・エムブリッジ株式会社
3 随意契約理由	<p>本工事は、2016年4月に発生した「平成28年(2016年)熊本地震」により熊本県内で落橋の被害が生じたロッキング橋脚を有する橋梁と同形式の橋脚に対して耐震補強工事を行うものである。</p> <p>本工事で耐震補強を行う松原線(松P-581)はロッキング橋脚に該当し、当該構造は地震時水平力に抵抗できない構造であり、大規模地震による変位が生じると不安定となり落橋に至る可能性を有していることから、早急な耐震補強の実施が必要である。</p> <p>そのため、本工事の遂行にあたっては、以下の要件を満たす者による施工検討及び詳細設計の実施が契約相手方に求められる要件となる。</p> <ul style="list-style-type: none">① 対象となるロッキング橋脚の複雑な構造特性に精通し、都市内環境下における狭隘空間での耐震補強工事の施工検討及び詳細設計を実施できること。② 対象箇所の路下は幹線道路や河川の厳しい現場状況であり、それを踏まえた施工検討を実施できること。③ 上記①および②を受けて、本耐震補強に係る施工検討及び詳細設計から工事施工完了までを早期に一貫して実施可能であること。 <p>エム・エムブリッジ株式会社は、上記要件を満たす者として設計及び施工の実施に関する基本協定書を締結の上、設計を実施した者であり、本工事は当該基本協定書の下で実施した設計に基づき工事を行うものであることから、当該設計者であるエム・エムブリッジ株式会社が本工事の実施が可能な唯一の者であると認められる。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とするものである。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	